

第 8 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年12月13日（金曜日）

午前 9 時59分開議

午後 0 時21分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第8号 災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 当せん金付証票の発売について

請第42号 私学助成の充実強化に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県地域防災計画の見直し修正事項に関する取組状況について

②県費負担教職員の指定都市への給与負担移管に係る財政措置のあり方に関する合意について

③熊本県いじめ調査委員会条例の概要

④熊本県総合博物館ネットワークについて

⑤川辺川ダム問題について

⑥懲戒処分の実施について

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋 口 海 平
委員 鬼 海 洋 一
委員 岩 下 栄 一
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄一郎
委員 溝 口 幸 治
委員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹

危機管理監 五 嶋 道 也

首席審議員兼秘書課長 山 口 達 人

首席審議員兼広報課長 坂 本 浩

危機管理防災課長 岡 田 浩

知事公室付政策調整監 白 石 伸 一

総務部

部 長 岡 村 範 明

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 植木野 史 貴

政策審議監 木 村 敬

総務私学局長 吉 田 勝 也

首席審議員兼人事課長 金 子 徳 政

財政課長 福 島 誠 治

県政情報文書課長 本 田 雅 裕

総務事務センター長 古 谷 秀 晴

管財課長 吉 永 一 夫

首席審議員兼私学振興課長 仁 木 徳 子

市町村行政課長

兼県中央広域本部総務部長 原 悟

市町村財政課長 高山 寿一郎
 消防保安課長 田原 牧人
 税務課長 渡辺 克淑
 企画振興部
 部長 錦 織 功 政
 理事兼
 交通政策・情報局長 小林 豊
 総括審議員兼政策審議監 内田 安 弘
 地域・文化振興局長 田中 浩 二
 企画課長 小原 雅 晶
 地域振興課長兼
 県中央広域本部振興部長 吉田 誠
 文化企画課長 吉永 明 彦
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 本田 圭
 川辺川ダム総合対策課長 福山 武 彦
 交通政策課長 中川 誠
 情報企画課長 家入 淳
 統計調査課長 池田 正 人
 出納局
 会計管理者兼出納局長 伊藤 敏 明
 会計課長 福島 裕
 管理調達課長 前野 弘
 人事委員会事務局
 局長 鷹尾 雄 二
 総務課長 吉富 寛
 公務員課長 與田 博
 監査委員事務局
 局長 本田 惠 則
 首席審議員兼監査監 富永 正 純
 監査監 草野 武 夫
 監査監 瀬戸 浩 一
 議会事務局
 局長 長野 潤 一
 次長兼総務課長 後藤 泰 之
 議事課長 佐藤 美智子
 政務調査課長 新 義 明
 事務局職員出席者
 議事課課長補佐 井 隆 彦

政務調査課主幹 桑原 博 史

午前9時59分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第8回総務常任委員会を開会いたします。

本日、委員会に7名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、今回付託されました請第42号について、提出者から趣旨説明の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第42号についての説明者を入室させてください。

（請第42号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、お願いします。

（請第42号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 趣旨はよくわかりました。後で審議いたしますので、本日はこれにてお引き取りください。よろしくをお願いします。

（請第42号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

議案の概要を御説明申し上げます前に、昨日実施をいたしました職員の懲戒処分につきまして、おわびを申し上げます。

去る12月5日、自動車税事務所の職員が、税金収納窓口におきまして現金を横領していることが判明し、当該職員に対しまして、昨日、12日付で懲戒免職処分を行いました。

法令を遵守して職務を遂行すべき職員がこのような重大な不祥事を引き起こし、県民の皆様様の信頼を裏切ることになり、まことに申しわけなく、心からおわび申し上げます。

職員に対しましては、日ごろから服務規律の確保に努め、綱紀の保持に万全を期すよう繰り返し指導をしております。しかしながら、今回の事案がまた発生いたしました。

そこで、改めて、昨日、綱紀粛正の通知を発出いたしますとともに、各部局及び地域振興局の人事担当者を緊急に招集いたしまして、各所属長を通じて全職員に対して法令遵守の徹底を図るよう指示したところでございます。

今後、さらに研修等の充実を図り、職員一人一人に対し、いま一度法令遵守の意識を徹底させ、県民の皆様様の信頼の回復に万全を期してまいります。

なお、公金横領という重大な事件でございます。刑事告発につきましても、現在準備を進めているところでございます。

事件の概要につきましては、後ほど人事課長のほうから御報告申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

続きまして、今回提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、八代港の機能拡充のための経費など約3億7,200万円の歳出予算を計上するほか、いわゆるゼロ県債などの債務負担行為を設定しております。

このほか、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例など、条例案件等につきましても御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につ

きましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、財政課長から、平成25年度12月補正予算の概要等について説明を願います。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4横の総務常任委員会説明資料をお願いいたします。資料の1ページをお願いいたします。

12月補正予算の概要でございます。

今回の一般会計補正予算は、上段に記載のとおり、まず歳出予算では、いじめ調査委員会の設置や特別支援教育の環境整備、さらには八代港の機能拡充のための経費などを計上しております。

また、債務負担行為として、熊本県立図書館及び近代文学館の機能拡充事業のほか、早期発注により来年度前半の事業量を確保するため、いわゆるゼロ県債などを設定しております。

12月補正予算は3億7,200万円の増額補正となり、補正後の予算規模は7,402億1,900万円となります。

下段に、今回の補正予算の内訳を記載しております。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

主なものは、3ページの12の繰入金でございますが、昨年度までの活用期限でございました妊婦健康診査支援基金に係る国庫返納金や地域医療再生基金を活用した事業などに繰り入れるものでございます。

また、13の繰越金は、今回の補正予算に伴う一般財源に充てるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳です。

1の一般行政経費は、基金の精算に伴う国庫返納金など、約2億5,000万円を計上しております。

次の5ページでございますが、2の投資的経費として、災害復旧事業の追加などにより約1億2,000万円を計上しております。それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を記載させていただきますいております。

6ページをお願いいたします。

7ページにかかまして、今回の補正に伴い必要となる地方債の補正でございます。

以上が12月補正予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、関係課長から順次説明を願ひます。

○坂本広報課長 広報課でございます。

説明資料9ページ、上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定について、広報関係業務として、平成26年度に5,700万円余を限度額として計上しております。

これは、新年度当初から実施できるよう、業務委託契約を締結する必要がある広報誌制作、テレビ広報及びWeb活用広報の3つの事業について、取りまとめて計上しているものでございます。

この3事業は、業者選定のための企画コンペの実施などの必要があり、契約締結までに期間を要するため、12月議会で提案するものでございます。

広報課は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○岡田危機管理防災課長 9ページ、下段部分をお願いいたします。

防災映像情報システム整備事業につきましては、平成26年度に5,500万円を限度額といたしまして債務負担行為の設定をお願いする

ものでございます。

この事業は、県庁新館10階の防災センターにつきまして、センター内の防災映像情報システムのデジタル化のための整備を実施するものでございます。

地域の元気基金を財源といたしまして、平成25年度から実施設計を行っておりますが、できるだけ早期に整備を完了するために、年度内に工事に係る契約事務を行う必要がありますので、今議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、地域の元気基金を財源といたしまして、防災体制強化緊急整備事業を平成25年度から実施いたしております。

具体的な事業といたしまして、自衛隊等関係機関の集結拠点であります県民総合運動公園につきましては、飲料水兼用の耐震性貯水槽及び防災トイレの設置に係る実施設計、また、緊急消防援助隊の集結拠点であります消防学校につきましては、非常用発電設備の実施設計及び整備でございます。いずれも設計及び関係機関との調整に不測の時間を要したことによりまして、設計委託及び工事に係ります経費4,500万円を繰り越すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定のお願いでございますが、これは、来年度、県庁舎新館に導入を予定しておりますLED照明の取り付け工事の設計業務に関するものでございます。

県庁舎におけるLED照明の導入につきましては、これまで本館のエレベーターホールや駐車場などに一部導入してきたところで

ざいますが、来年度、地域の元気基金を活用しまして、行政棟新館及び警察棟の執務室などに本格的に導入したいと考えております。

この導入工事に要する適切な工期を確保するため債務負担行為の設定をお願いしまして、設計業務につきましては本年度から実施するものでございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

12月補正予算に関する説明資料でございますが、補正額17万9,000円をお願いしております。内容は、説明欄にございますように、国庫支出金返納金です。具体的には、高等学校等就学支援金交付金の過払いに係る国への返還でございます。

少し詳しく内容を御説明いたしますと、就学支援金については、保護者の所得に応じ加算を行っておりますが、母子家庭であるとの届け出に基づき加算の対象としていた生徒について、母親が再婚していたことや離婚が成立していなかったことが後日判明したものが3件、また、1カ月間休学していた生徒の支給停止申出書が県に提出されていなかったことによるものが1件ございました。返還対象年度は、平成22年度から24年度にかけてでございます。

国への返還手続としましては、12月補正予算成立後、県から文部科学省に実績報告書を再提出し、文部科学省からの交付額の再確定通知及び返還命令書を受け、返還を行う予定です。

また、学校に対しては、就学支援金は各学校設置者が県から生徒にかわって代理受領し、生徒の授業料債権への弁済に充てるものとされているため、県から学校設置者に対して返還請求を行うことといたしております。

次に、14ページの上段をお願いいたします。

繰越明許費に関する説明資料でございますが、私立学校施設耐震化促進事業の平成25年度予算額のうち5億3,455万4,000円について、平成26年度への繰り越しをお願いするものでございます。

当事業は、私立学校施設の耐震化を促進するため、私立幼稚園等を設置する学校法人に対し、園舎等の耐震診断、耐震補強及び改築工事に要する費用の一部を補助するものです。本年度は、耐震診断の補助として36棟、耐震補強分として6棟、改築分として4棟の交付決定を行っております。

改築4棟のうち3棟分は認定こども園関連の補助でございまして、その補助額5億3,455万4,000円の財源につきましては、全額国から交付された安心こども基金を充てておりますが、設計等に想定した以上の日数を要する見込みであるため、年度内の事業完了が困難な状況となっております。このため、当該3棟分の交付決定額の全額につきまして繰越明許の設定をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田原消防保安課長 消防保安課でございます。

資料14ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございますが、防災消防ヘリコプターの運航管理費として2,000万円計上しております。

これは防災消防ヘリコプター「ひばり」の機能強化に向けたホイスカメラ等を設置するものですが、機体の整備を行うライセンスを持つ国内の整備工場が今年度中はあいておらず、当方の整備を受け入れる余地がないため、来年度に繰り越しして整備を行うものでございます。なお、整備工場につきましては、来年4月に確保済みでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の16ページ、上段の表をごらんください。

県立劇場施設整備費、2,600万円余についての繰越明許費の設定でございます。

本年度当初予算で、開館から31年が経過しました県立劇場にあるエレベーター4基のうち1基分の予算措置をしていただいておりますけれども、その後6月議会におきまして、ほかの3基についても、来年度更新するための債務負担行為設定を議決いただきました。そのため、工事の効率性を考慮に入れ、当初の1基分につきましても、ほかの3基と合わせまして来年度更新するため、今回繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

同じく、資料の16ページの下段をごらんください。

繰越明許費でございます。2つの事業、合計6,282万7,000円について繰越明許費を設定するものでございます。

まず「環境首都」水俣・芦北地域創造(駅整備等推進)事業についてでございます。

本事業は、肥薩おれんじ鉄道水俣駅について、環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金を活用し、平成25年度から26年度にかけて駅舎の改築を行うものでございます。

繰り越しは、水俣駅の老朽化が予想よりも進んでおり、工事実施箇所の検討等に時間を要し、詳細設計がおこなわれていることから、平成25年度事業費3,520万円のうち、今年度一

部実施を予定しておりました工事費2,652万5,000円について、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業でございます。

本事業は、阿蘇くまもと空港が広域防災拠点として対応するための駐機場整備に係る測量、ボーリングや設計、各種調査を行うものでございます。

繰り越しは、県の駐機場整備による空港施設への影響等に関し、管理者である国のほうから新たな検証依頼が出てきていることなどから、設計の年度内完了が見込めないことにより、平成25年度事業費5,378万4,000円のうち、設計・調査費3,630万2,000円について繰越明許費の設定を行うものでございます。

交通政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは本庁と地域振興局とを結ぶ熊本県総合行政ネットワークの管理運営に係る平成26年度の業務委託につきまして、平成26年4月1日から委託するために本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

知事部局、教育委員会、警察本部の本庁及び出先の各機関で発注いたします業務委託のうち共通的な4種類につきまして、当課で取りまとめ、御審議をお願いするものでございます。平成26年4月から役務の提供を受ける

ために、年度内に契約をする必要があるものでございます。

まず、給食業務でございますが、限度額2億6,900万円余の設定でございます。主な内容は、農業大学の給食業務でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

上の段の県有施設等管理業務でございますが、限度額160万円余から限度額33億7,000万円余の増額でございます。主な内容は、地域振興局等の庁舎清掃や警備などに係る業務委託の追加でございます。

また、右端の補正後の限度額をごらんいただきたいと思っております。

限度額の下に年次別内訳を書いておりますが、26年度で23億5,500万円余となっております。27年度以降は大きく減となっております。これは、庁舎清掃などの業務が、26年度の1年間で契約期間が満了するものが多いためでございます。契約期間が27年度以降、複数年度にわたるものにつきましては、その件数が少なくなるため、限度額が小さくなっております。

次に、中段の情報処理関連業務でございますが、限度額2億9,500万円余から限度額4億4,700万円余の増額でございます。主な内容は、各種庁内ネットワークシステムの保守に係る業務委託等の追加でございます。

下段の事務機器等賃借でございますが、限度額18億5,400万円余から限度額22億4,200万円余への増額でございます。主な内容は、各種システム用機器リースの追加でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。次の22ページの条例案の概要で御説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、平成25年9月に災害救助法施行令が改正されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、引用する災害救助法施行令の条ずれに伴う改正等でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○金子人事課長 人事課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第9号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明いたします。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、2、主な改正内容です。

(1)でございますが、今回市町村との協議が調った2つの事務について、市町村へ移譲することとしております。1つは、山鹿市、西原村に移譲する事務として、火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡または譲受及び消費等の許可等に関する事務、もう一つは、山鹿市に移譲する事務として、農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務でございます。

これらの2つの事務は、今年3月に策定した今後の事務権限移譲推進指針において、重点的に移譲を進める事務として定めているものでございます。

なお、山鹿市につきましては、山鹿市と鹿本地域振興局の所管区域が一致し、山鹿市の

振興が県にとっては鹿本地域の振興につながる状況であることから、本年度より熊本県と山鹿市との行政運営の一体的取り組みを進めております。

この取り組みは、住民サービスの向上や地域課題への対応力の強化並びに基礎自治体としての山鹿市の機能の充実などを目的として行っているものですが、今回の権限移譲は、この取り組みの一環として実施するものでございます。

次に、改正内容の(2)でございますが、これは、旅券法の改正により旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合に、旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴い、事務を条例から削除するものでございます。

3、施行期日につきましては、市町村への権限移譲に関する事項については、平成26年4月1日、旅券法の改正による事務の削除については、改正法の施行日でございます。なお、旅券法の改正につきましては、平成26年3月中に施行される予定でございます。

最後に、経過措置ですが、1の事務の移譲に係る経過措置として、条例施行の際知事が行った処分等については、事務を移譲する市町村の長の行った処分等とみなす旨の規定をしております。

また(2)の旅券法の一部改正に係る経過措置につきましては、条例改正前に条例の規定により市町村長に対してされた申請に係る事務については、改正後の規定にかかわらず、当該市町村長が管理し、執行する旨の規定をしております。

続きまして、資料の29ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で説明させていただきます。

条例の改正の趣旨でございますが、3点ございます。1点目は、人事委員会勧告に基づ

く、55歳に達した職員に係る昇給の見直し、2点目は、通勤手当の見直し、3点目は、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係規定の整備でございます。これに伴い、給与条例の改正を行うものでございます。

2の改正する条例についてでございますが、今回、(1)から(6)まで、関係する条例6本を一括して改正するものでございます。

次に、3、主な改正内容についてでございます。

まず(1)ですが、人事委員会勧告を踏まえ、55歳に達した職員の昇給については、標準の勤務成績では昇給させず、勤務成績が特に良好または極めて良好である場合に限り昇給させることとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものでございます。

次に(2)でございます。通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当に係る見直しでございます。

現行の手当は平成6年度から施行しておりますが、既に19年が経過していることから、職員の通勤実態や国及び他の都道府県の状況等を考慮の上見直すものでございます。

この見直しに伴い、条例に定める手当額の上限と下限を、現行の2,300円以上、3万3,100円以下から、2,000円以上、4万2,800円以下とするものでございます。

次に(3)ですが、本年6月21日に公布、施行された大規模災害からの復興に関する法律において、同法に基づく復興計画の作成等のため本県に派遣された職員に関して、災害派遣手当を支給することができるよう、関係規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、3の(1)の昇給の見直しについては、直近の昇給日である平成26年1月1日としております。(2)の通勤手当の見直しについては、平成26年4月1日としております。(3)の大規模災害からの復興に関する法

律に基づく災害派遣手当については、公布の日から施行し、同法に基づく災害派遣手当に関する規定が施行された平成25年8月20日にさかのぼって適用することとしております。

続きまして、資料の31ページをお願いいたします。

第11号議案熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、船員法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容についてですが、船員である職員が、出航後に自己の責めによらない事由により下船した場合、船員法の規定により、県は職員を出発港まで送還する義務があり、旅費条例により、県はその旅費を負担することとしております。

このたび、船員の労働条件の改善を目的とした船員法の改正により、職員が自己の責めに帰すべき事由により下船した場合についても、職員が自己負担で移動できないときは、県は送還の義務を負うとともに、送還の費用を職員に請求できることとされたため、送還に係る旅費の支給及び償還の請求について、国家公務員に係る旅費法の改正に準じて必要な改正を行うこととしたものでございます。

次に、施行期日については公布の日としております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

32ページ、手数料条例の一部改正でございます。33ページで説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、旅券法の一部改正等に伴い、手数料等の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、まず(1)①は、先ほど人事課長の説明の中にもございましたが、旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴いまして、手数料を廃止するものでございます。

②でございますが、特定保険業認可申請手数料、これも廃止するものでございます。これは、保険業法の改正に伴いまして、特定保険業を実施しておりました旧民法公益法人が、特定保険業の認可を受けることで、一般社団、財団法人移行後も継続して事業の実施が可能となる特定保険業の制度が導入されておりましたが、その認可申請期限がこの11月30日に切れたことから、手数料についても廃止するものでございます。

(2)は、これらの改定に合わせて関係規定の整備を行うものです。

3の施行期日でございますが、旅券の手数料の廃止につきましては法律の施行日から、特定保険業の関係につきましては公布の日としております。

最後に、4のその他でございますが、今回の手数料改正に伴い、収入証紙条例の関係規定を整備するものでございます。

続きまして、34ページをお願いします。

当せん金付証券の発売についてでございます。

これは、平成26年度の当せん金付証券、いわゆる宝くじでございますが、この発売限度額を決めるものでございます。

冒頭でございますとおり、当せん金付証券法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

中ほどに書いておりますとおり、発売総額は110億円以内としております。昨年度と同額を掲げております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部からの説明が終了しました。議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 債務負担行為の設定のところちょっとお尋ねなんですけれども、19ページのこの給食業務なんですけど、これは農大に給食を出しているということなんだろうと思うんですが、これは農大では給食じゃなきゃだめなんですかね。

○前野管理調達課長 農業大学校には寮があると思います。その寮に入られた方々の食事だと思われま。

○大西一史委員 じゃあ、主にと言われたのは、農業大学校以外があるというわけじゃなくて、農業大学校だけということでもいいんですかね、これは。

○前野管理調達課長 農業大学校のほかに、中央一時保護所とか城西一時保護所とか、そういう宿泊を伴う方を預かりする施設もごさいます。

○大西一史委員 その保護施設とか、そういったところの給食に係るものということですよ。

○前野管理調達課長 はい。

○大西一史委員 じゃあ、これは大体1食当たりは金額も決まっているということですかね。

○前野管理調達課長 そのところは、ちょっと予算的な中身まではうちのほうでは把握はしてありません。

○大西一史委員 わかりました。結構です。それともう1個、20ページの債務負担行為の——済みません、私が聞き漏らしたのかもしれないんですが、議案ページ数11の県有施設等管理の補正前と補正後の額がこれだけふえている要因というのを、ちょっともう一回詳しく教えていただいてよろしいですか。

○前野管理調達課長 県有施設等管理につきましては、今回181件の追加という形で出ております。清掃業務、設備の保守点検、エレベーターの保守、警備業務、電話交換業務などがございます。

○大西一史委員 じゃあ、181件になったからこれだけですよという、それだけの話なんですかね。

○前野管理調達課長 はい、そのとおりでございます。

○大西一史委員 わかりました。結構です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 私学振興課ですけれども、14ページですけれども、認定こども園を3棟、これはどこどこになるんですかね。

○仁木私学振興課長 具体的な名前ということですね。

○氷室雄一郎委員 だから、そこまでお示しできますか。

○仁木私学振興課長 ちょっとお待ちください。

○氷室雄一郎委員 なければ、後で結構でございますけれども。

○仁木私学振興課長 じゃあ、後ほど。

○氷室雄一郎委員 この年内事業が難しいということですが、どういふ——もう少し説明をいただきたいと思います。

○仁木私学振興課長 今回多額の繰り越しをお願いすることになり、大変申しわけなく思っております。

安心こども基金を活用した耐震化促進事業でございますけれども、一般の耐震化促進事業と異なりまして、この事業、耐震診断から実施設計、施工の一連の工程全てが補助対象事業というふうになっております。ですから、耐震診断が終わっていないところは耐震診断から始めていただくということになりまして、その結果を待って実施設計に移行する必要があつて、時間的に難しかったというのが一つございます。

また、耐震診断が終わったところも、設計に当たっては、認定こども園としての施設基準を満たす必要もあるため、結果として設計等に想定した以上の日数を要することになって、年度内の事業完了が難しくなつたということでございます。

○氷室雄一郎委員 その3棟の部分、金額だけちょっとお示し願いたいと思います。

○吉田総務私学局長 園は、熊本市にあります城北幼稚園、1億6,072万8,000円、それから、荒尾市にあります第二四ツ山幼稚園、1億8,897万2,000円、3番目が、熊本市にあります第一幼稚園、1億8,485万4,000円、合わせまして表記の5億3,455万4,000円となっております。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 14ページ、消防保安課ですけども、2,000万繰越明許費で計上されていきますけれども、これは防災消防ヘリコプター「ひばり」の機能強化ということの設備の充実というふうの説明であつたようですが、非常に危機管理からいけば、あんまり繰り越していつて、果たしてその危機管理防災に備えることができるのかという危惧をしますけれども、いろいろな事情があつて繰り越しを余儀なくされたということでしょうか。ふだんの「ひばり」の業務に対してはあんまり支障はないのかなという感じはしますが、その辺はいかがですか。

○田原消防保安課長 ホイストカメラと申しますのは、一応救助のときにロープで下がつて救助者を抱えてヘリに収容するものでございますが、その作業を行う際に、ホイストカメラを垂直に写すような形でヘリの安全運航に資するというふうなものでございます。現在のその救助に関して、特段大きな支障というのは生じていないということでございます。

以上です。

○高木健次委員 じゃあ、来年度はカメラ等も完全に、早急に設置ができるということですね。

○田原消防保安課長 工場につきましては、来年4月に確保しておりますので、4月には整備ができると思っております。

○溝口幸治委員 済みません、先ほどの氷室委員の私学のやつですが、繰り越す理由は、いわゆる診断をやって、設計をやって、それに時間がかかつたという話でしたけれども、これは最後実施設計をやって耐震の工事まで

行くんですね、この事業は。ということでいいですね。

○仁木私学振興課長 そのとおりでございます。施工まで、ですから、改築までやるということでございます。

○溝口幸治委員 ちょっとこれは確認ですけども、その流れの中で、例えば今経済対策なんかでも仕事が出ているけれども、職人さんがいないとか材料代が高騰してとか、そういうことで工事が、建築がおくれているという民間の話もよく聞くんですが、そういう要素はこの話には当てはまらないんですか。

○仁木私学振興課長 まだそういうお話は伺ってはおりません。

○溝口幸治委員 わかりました。

○鬼海洋一委員 29ページ、人事に関することです。

ここで、主な改正内容で、55歳に達した職員の1年間の勤務成績が、特に良好または極めて良好である場合に限り昇給させることができるというぐあいになっているわけですが、これはもう賃金にかかわる話ですから、労働組合との協議の関係についてどうなっているのかということと、それから、これは誰が評価をするんでしょうか。

その場合に、これは極めて個人の評価にかかわる重大な問題ですが、その客観性を担保するという意味では、どういう仕組みがこの中で担保されているのかということについて、人事課長の答弁をいただきたいと思いません。

○金子人事課長 まず、1点目の労働組合との協議については、もともと昨年度の組合交渉で妥結しているところでございますが、今

年度、11月の組合交渉で再度実施時期について妥結をしております。

2点目に、評価の関係でございますけれども、基本的に人事評価制度で実施しております。上司による評価をもとに所属の内申等を行って、最終的に昇給等の判定をするものでございます。

ただ、今回の55歳の昇給に関しては、基本的には通常の標準的な評価では昇給等はないということになります。

○鬼海洋一委員 大体わかりましたけれども、たいざや難しか問題と思うんですね。55歳以降、個人の勤務成績が評価されるということになると、どういう内容でみずからの成績が評価されるのだろうか、評価されることによって賃金が変わってくるということになりますから、その意味では、その評価の内容が客観性を持たせるものでなければならないというふうに思うんですね。上司ということですけども、なかなか難しいと思いますので、できるだけ客観性が担保できるような状況をつくっていただくように、特にお願いしておきたいというふうに思います。

○氷室雄一郎委員 これは、特別な問題等があったならば難しい事例が出てくるんですけども、通常——新たにこういう枠ができたものなんですか。特別何か事故とか違反、まあいろんなものがありますけれども、そういう目につくようなものがあった場合は難しいんですけども、通常はそのままやっておられるんじゃないかと思うんですが、これは新たにこういう、誰かが判断をするということが入ってきたんですか。その辺ちょっと。

○金子人事課長 現在も同じ評価制度はございまして、新たに設けたものではございません。あと、通常の標準的な勤務成績であれば、通常の55歳以下であれば昇給することに

なりますけれども、今回、この制度条例改正については、55歳については、通常の標準的な評価では昇給しないということになります。

○氷室雄一郎委員 もう1点、先ほどちょっとお話がございましたけれども、この額の範囲、2,300円以上から3万3,100円以下、これが変わっていますけれども、4万2,800円ですか、この時代の中でどういう……ちょっとなかなか解せないんですけれども、その辺ちょっと。今交通機関もいろいろ発達していますし、遠くから来られる、それはいろいろあると思うんですけれども、その辺もう少し詳しく御説明をいただきたいんですが。

○金子人事課長 通勤手当の関係ですけれども、平成6年に改正して既に19年がたっております。その間にガソリンの値段等も変わってきておりますので、その点を考慮したということ。あと、通勤状況で、長距離通勤、現在65キロメートルまでの通勤までしか手当の基準がないんですけれども、これを80キロまで、長距離通勤が多くなっているのもありますので、実態情勢に反映させたというところがございます。

○氷室雄一郎委員 65キロから80キロまで、長距離通勤の実態があるということの判断の上からこうなったというんですけれども、これは各県大体横並びなんですか。

○金子人事課長 国とか各県あたりの状況に合わせて改正をしたものでございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで付託された議案に対する質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号から第12号まで及び第26号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第42号について、執行部からの説明を願います。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

請第42号私学助成の充実強化に関する請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものでございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の大幅増額を求めるものでございます。

請願事項は4項目ありますので、それぞれの項目の現状について御説明申し上げます。

まず1点目は、私立学校の経常費補助金の公立学校教育費の2分の1までの増額を求めるものです。

本年度予算では、私学全体で約81億円、うち中学及び高校で55億円の経常費を措置しております。予算額、生徒1人当たりの単価ともに伸びております。なお、本県の公私間の公費負担格差は、おおむね2.5倍程度と考えております。

2点目は、私立学校施設の耐震化予算の増額を求めるものです。

平成24年度に、耐震診断、耐震補強及び改築工事に係る県単独の補助制度を創設し、私立学校施設の耐震化の促進に取り組んでいるところです。今年度予算では、私学全体で約9億5,000万円、うち高校で約4億円の補助金を措置しております。

今年度までは耐震診断を中心に工事を行っておりますが、来年度からはいよいよ高校の耐震補強工事等が本格化する見込みであり、平成28年4月1日時点における耐震化率75%の目標に向け、しっかりと取り組んでまいります。

3点目は、授業料等減免制度における学校負担、5分の1の撤廃を求めるものです。

現在、国の就学支援金制度の見直しに合わせ、県の授業料等減免制度の改正について検討を行っておりますが、限られた財源で制度を充実し、保護者負担のさらなる軽減を図るためには、学校負担の撤廃は困難な状況です。

4点目は、就学支援金への県負担の増額及び年収350万円以下の家庭の授業料無償化を求めるものです。

平成26年4月から、高等学校等就学支援金制度が改正され、新制度では、年収910万円未満程度の世帯に就学支援金が支給されます。これに合わせ、私立学校に通う年収250万円未満の世帯や年収250万円以上、350万円未満の世帯に対する就学支援金の加算の拡充や、年収350万円以上、590万円未満の世帯への新たな加算が予定されております。また、国公立に通う生徒への授業料以外の教育費への支援として、低所得者向けに新しく奨学のための給付金の創設が予定されております。

県といたしましても、平成22年度に授業料減免制度を拡充し、例えば年収250万円未満程度の世帯について、それまでの半額減免から全額減免に改正するなどしておりますが、さきに申し上げたとおり、現在、国の就学支

援金制度の見直しに合わせ、県の授業料等減免制度の改正について検討を行っております。

なお、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されました。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学の助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に意見書を提出してほしいという趣旨、国に対する働きかけを求めるものでございました。今回の請願は、県に対しまして予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○大西一史委員 耐震化のことなんですけれども、耐震化率をまだまだ上げなければならぬというのは、これは共通した認識だろうというふうに思います。来年度から——これは来年度の予算がどうなるか、制度がどうなるかわかりませんが、文科省が150億概算要求をしていますよね。この制度が来年度からなされるとなれば、熊本県でどのくらいものをカバーできるのかというのはわかりますか。

○仁木私学振興課長 国の補助に関しましては、県を経由しませんで、直接団体に行くという性質のものでございますので、それを計上するということはございませんけれども、今の概算要求で上げられているのは、I S 値0.3未満の建物について3分の1補助ということでございますので、県で措置した分の約

倍ということになるかと思えます。

ただ、来年度予算については、今からやっていくというところがございますので、幾らになるかということについては申し上げにくいところがございます。

○大西一史委員 そういう制度もあるのはあるんでしょうけれども、なかなかここが進まないということに関しては、やっぱりしっかりやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

なかなかこれは財政的には厳しい部分もあるので、何でもかんでも全てをとすることはなかなか難しいと思いますが、私学の公私間格差の是正も含めて、これはもう非常に重要な課題だろうというふうに思っています。特に、経済的にやっぱり厳しい御家庭については、私学のそういった負担は軽減していくようにぜひお願いしますので、私は、意見としては、この請願はぜひ採択していただければというような意見を持っております。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 この私学助成をすすめる会から、毎年、こういう形で出てきています。文書の中にも、熊本県議会については、私学関係の予算の増額を図られてきたことというのは、まあ感謝するとは書いてあるものの、どうも私の印象でも、この私学助成というのは一生懸命やっていますよね。熊本県議会挙げてというか、他県にも負けないぐらい一生懸命やっているわけですが、その一生懸命やっているということが、このいつも請願を出される団体にどれぐらい伝わっているのかなというのがちょっと私もよくわからないところなんです、そのあたりの日ごろの何かこういう方々へ対する皆さん方のPRというか、やっている事業の説明というのは、あっ

ているのかどうかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

○仁木私学振興課長 今年度は、8月だったと思いますけれども、九州全体でキャラバンで回ってこられましたので、そのときに、本県の状況、特に耐震化に関しましても、こういったことで頑張っているというようなお話はさせていただいております。

○溝口幸治委員 ぜひ頑張っているということも御理解をいただいて、まあ署名というのは、とりやすいようで、中身がわからずに署名される方も中にはいらっしゃいますけれども、きちっとやっぱり頑張っているということも申し添えていただいて署名をとっていただくと、よりありがたいのかなというふうに思いますので、何かの機会にはそのようにお伝えをいただきたいというふうに思いますが、既に9月に意見書をしっかり出しておりますので、その意見書が出ているということを考えれば、今回、この意見書を出す必要はないのかなというふうに感じております。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 請願事項の3番目なんですけれども、説明では、5分の1の撤廃は非常に今の時点では厳しいというようなお話しでしたが、この5分の1の負担額というのは総額で幾らぐらいになるんですか。

○仁木私学振興課長 まだ制度が変わっておりませんので、現行でということでございますけれども、予算額が今年度は1億1,000万ほど措置させていただいております。ですから、その5分の1分については、逆算しますと、大体3,000万ぐらいかなというところでございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。
——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第42号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 今お聞きしますと、採択と不採択という声があります。

採択についてお諮りいたします。

請第42号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口ゆたか委員長 挙手少数と認めます。
よって、請第42号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

熊本県地域防災計画の見直し修正事項に関する取り組み状況について御説明いたします。

1ページをごらんください。

まず、地域防災計画の修正についてであり

ますが、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災を契機といたしまして、本県では、初めて実施いたしました本格的な地震・津波被害想定調査の結果や、昨年7月に発生いたしました熊本広域大水害の災害対応に係る検証報告などを踏まえまして、平成24年度、25年度の2カ年度にわたり、次の8つの視点で大幅な見直し修正を行ったところでございます。

8つの視点の主な修正事項につきましては、記載いたしておいておりますが、1番目の視点の情報収集、伝達体制の充実から、最後の8番目の視点、災害に強いまちづくりの推進まで、計84項目の計画修正を行っております。

2ページ目をお開きください。

次に、その修正事項に関します現在の取り組み状況についてでございますが、84項目のうち、統合型防災情報システムの配信能力の向上など、比較的短時間で達成が可能な20項目につきましては、現在までに既にその取り組みが完了いたしております。

また、防災情報メールサービス登録者数など、その取り組み状況が指数化できる18項目につきましては、目標値を設定いたしまして計画的な取り組みを進めているところでございます。

なお、各機関へり参加の実動訓練の毎年度の実施等を通じた体制の構築など、毎年度継続した取り組みが必要な残りの46項目につきましても、取り組みを着実に進めているところであります。

今後も、災害に強い熊本づくりに向けまして、市町村や防災関係機関と連携して計画に基づく取り組みを着実に進めるとともに、さらなる防災体制の充実強化を図るため、ことし6月の災害対策基本法の改正等を踏まえまして、計画のさらなる見直し修正を行う予定といたしております。

次に、3ページから18ページまでは、84項

目についての具体的な取り組み状況を項目ごとに簡潔に記載いたしております。

最後に、19ページをお開きください。

本県の自主防災組織の組織率を市町村ごとに記載いたしております。

本県の組織率は、平成24年4月の消防庁の全国調査の数値をごらんいただくとわかりますように、全国平均を20ポイント近く下回っている状況でございますが、県独自に調査いたしました最新の今年10月の数値につきましては、66.2%まで向上いたしております。

県では、平成28年3月までに80%という目標を掲げまして、補助制度の創設や、本日資料としてもお配りいたしておりますが、自主防災組織をつくろうという手引の作成、配付あるいは支援員の配置、組織率の低い市町村への個別訪問などを通じまして、組織率向上の働きかけを行っております。

議員の先生方におかれましても、何とぞ市町村へのお声かけ、県民の皆様への御案内など、どうかよろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○福島財政課長 財政課でございます。

1枚紙でございますが、県費負担教職員の指定都市への給与負担移管に係る財政措置のあり方に関する合意について御報告申し上げます。

まず、1の経緯でございます。

現在、政令指定都市とその所在の道府県におきましては、指定都市の教職員の任命権は指定都市が有している一方で、教職員定数に係る権限は県が有し、給与等の負担も県が行っている状況にあります。

こうした制度上のねじれ状態の解消に向けた本年3月の閣議決定や本年6月の第30次地方制度調査会の答申を踏まえまして、これまで道府県と指定都市との間で協議を進めてまいりました。去る11月14日に、税源の移譲等について合意がなされたものでございます。

2の主な合意事項でございます。

今回合意した事柄は、まず1点目、税源移譲の税目及びその税率でございますが、現行で4%となっております個人住民税所得割の半分に当たる2%を移譲することとしております。

2点目は、税源移譲の一般財源につきましては、地方交付税制度により調整するよう国に要請をいたしております。

3点目は、事務及び税源の移譲時期でございますが、平成29年度を目途に、可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討、準備を進めることといたしております。

これを受けまして、今後、国におきまして必要な法律の改正等が行われることとなります。

なお、参考としまして、本県と熊本市との税源移譲に関する試算を記載しております。

24年度の決算ベースでは、熊本市の分の教職員給与費が約343億円となっております。国庫補助金を除いた一般財源の部分が260億円、今回の合意によりますと、税源移譲額が109億円となります。残り151億円が地方交付税等で措置されることとなります。

なお、この税源移譲が県民の税負担に影響を及ぼすことはありません。

説明は以上です。よろしく願い申し上げます。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

熊本県いじめ調査委員会条例の概要について御報告させていただきます。

本条例は、厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要について御報告をさせていただきます。

ここで、条例の概要説明に先立ちまして、条例の根拠法であるいじめ防止対策推進法について、概略を御説明申し上げます。報告資

料の3ページ、いじめ防止対策推進法についてをごらんください。

まず、1の概要にありますように、いじめの防止等のための対策に関し、基本となる事項を定めた本法律が、ことし9月28日に施行されております。

次に、2の県の役割でございますが、私学に関係する部分を中心に御説明いたします。

県として対応すべきものとして、大きく2つございます。1つ目は、いじめの防止等に関する措置として、①のいじめ防止基本方針の策定、②のいじめ問題対策連絡協議会の設置が規定されております。

①の基本方針につきましては、現在、教育委員会及び知事部局の関係課と連携し、私学も含んだところで県としての基本方針を策定中でございます。②の連絡協議会につきましても、同様に、教育委員会を中心に設置を検討していく予定でございます。

参考までに、学校の役割を記載しておりますが、いじめの防止等に関する措置としては、①のいじめ防止基本方針の策定、②のいじめ防止等の対策のための組織の設置が規定されており、いじめの防止や早期発見、いじめに対する対処といった措置を適切に講じることが求められております。

2つ目は、重大事態への対処についてでございます。

関係の規定にはアンダーラインを引いておりますが、4ページに重大事態への対応の流れを記載しておりますので、そちらのほうで御説明申し上げます。

学校で重大事態が発生した場合、学校は、知事へ事態発生について報告するとともに、学校等の調査を行うための組織を設置し、調査を実施いたします。調査が終了しましたら、学校は知事に調査結果を報告します。

学校の調査結果を受けて、知事が再調査の必要があると認めるときは、今回設置条例を提案しているいじめ調査委員会による調査を

行うこととなります。再調査の結果を踏まえ、知事は、学校に説明を行うとともに、必要に応じ、可能な範囲で学校に対して必要な対応をお願いすることとなります。

3ページにお戻りください。

3の(2)に記載のとおり、学校で重大事態が発生した場合の本県の対応として、いじめによる重大事態に適切に対処する観点から、専門的な知識や経験を有する第三者で構成され、公平性、中立性が確保された知事の附属機関、熊本県いじめ調査委員会を設置することとしたものです。

それでは、報告資料の1ページをごらんください。

条例の概要について説明させていただきます。

条例の名称は、既に申し上げましたとおり、熊本県いじめ調査委員会条例でございます。

制定の必要性は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、同法が規定する知事の附属機関として同委員会を置き、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める必要があるためでございます。

条例の主な内容でございますが、同委員会の役割は、同法の規定により学校が行った調査の結果について調査、審議すること、委員は5人以内で組織すること、必要に応じ、臨時委員や調査委員を設置できること、委員や臨時委員は、法律、医療、心理、福祉または教育に関する専門的な知識経験のある者の中から知事が任命すること、委員の任期は2年とすること、同委員会の庶務は健康福祉部において処理すること等となっております。

2ページをお願いします。

条例の施行期日は公布の日となっておりますが、法の施行前に発生した重大事態への対応に係る所要の経過措置についての規定も設けられております。

説明は以上でございます。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

熊本県総合博物館ネットワークについて御説明申し上げます。

資料といたしましては、熊本県総合博物館ネットワークについてという小冊子と、A3の先生方にお配りの——カラーになっておるかと思いますが、A3の横長の紙1枚ございますが、本日は、この横長の概要版で御説明させていただきたいと思っております。

まず、左側でございます。これまでの経緯でございます。

県立博物館につきましては、基本計画を平成10年に策定いたしまして、自来、実質的凍結後も、資料の収集、整理、保管に加え、収蔵資料を活用した展示や学習支援などの博物館活動を展開してまいりました。

一方、その平成20年以降でございますが、県立美術館に永青文庫常設展示室が整備されました。また、熊本市立熊本博物館とも連携した展示の充実を図るなど、展示に関しての充実も図られております。

2番目でございます。博物館をめぐる近年の動きでございます。

博物館の役割でございますが、従来の保存から公開、それから参加と体験へと、時代とともにその役割、ニーズが変化してきております。そして、最近では、より積極的に歴史や自然にかかわります参加と体験の活動を深化させた、いわゆる第4世代と呼ばれる博物館が主流となっております。でございます。

そこで、3番目でございます。本県における今後の博物館のあり方でございますが、本県には、歴史や文化、恵まれた自然環境といった博物館活動の資産に満ちあふれております。そのような本県こそ、教育や生涯学習の観点から効果が高い参加と体験型の博物館は、理想的な姿ではないかと考えておるわけでございます。

県内どこに住んでいても、参加と体験できる博物館活動を展開するためには、人材や設備の充実が不可欠でございますが、単独の博物館ではなかなか困難という実情がございます。このため、本県の歴史、文化、自然という宝を生かし、県民の知的欲求に応える熊本県総合博物館ネットワークの構築を目指したいと考えたわけでございます。

4番目でございます。熊本県総合博物館ネットワークは、参加する博物館全体、県内の博物館全体で1つの博物館のように機能することを目指し、県内の博物館に対する支援、サポート機能、また、それぞれの連携体制を構築いたしますネットワーク機能、それらをつなぐ、コーディネートするコアセンターから構成される新たな熊本タイプの博物館でございます。

この取り組みに賛同していただきます各種関係機関の御協力のもと、知的活動に参加する県民が増加し、さらに博物館活動を活発にすることで、県内の博物館とともに成長する博物館を目指したいと考えております。

今後のスケジュールでございます。

2期に分けております。まず、最初の第1ステージでございますけれども、平成26年4月から平成27年秋にかけて、第1ステージといたしまして、27年秋の始動を目指したいと考えております。そして、その後、第2ステージとして、コアセンター——現在の松橋収蔵庫でございますけれども、を中核とするサポート機能及びネットワーク機能を充実させてまいりたいというふうに考えております。

右のページをごらんください。

先ほど申し上げましたように、本総合博物館ネットワークについては、2つの大きな機能、サポート機能とネットワーク機能がございます。上段の1のサポート機能でございます。(1)の展示でございます。

①の県内博物館の収蔵資料の情報共有、相

互活用や魅力ある共同企画展示ということで、県内それぞれの博物館の自慢すべき資料を相互に活用できるようなシステムを使った共同展示というものを考えたいと。

②でございます。海外の博物館と連携した企画展を考えたいというふうに考えております。

そして、3番目、コアセンター。現在の松橋収蔵庫の資料を活用した展示も引き続き行います。

あと、4番目、県民が参画できる展示。いわゆる現在行っておりますミュージアム・パートナーズ・クラブにつきましても、引き続き拡充をさせてまいりたいと考えております。

(2)でございます。これが今回の総合博物館ネットワークの大きな機能というふうに考えておりますが、学芸員による市町村等の支援でございます。

県内の市町村には、博物館がある市町村あるいは博物館のない市町村があります。博物館のある市町村も、専門の学芸員がいないところもございます。そういった専属の職員がいない博物館等に対する支援を行うということで、人材データベース等を最終的に目指したいというふうに考えております。

②でございます。最近の博物館というのは、展示するものをただ見ていただくというだけではなく、いかにして観客の興味を引くかということが重要になっておりますので、展示会等を企画する総合プロデューサーの育成も図りたいというふうに考えております。

(3)調査研究機能、資料修復機能の強化でございます。これも今回のネットワークの機能でございます。

①高度な機材を備えた調査研究環境の整備検討。これにつきましては、県内の市町村あるいは博物館の施設の規模については、かなり千差万別であるということから、調査機能を補完する意味で、県のほうでお手伝いをさ

せていただきたいというふうに考えております。

②貴重な文化財の資料修復センターの整備検討。文化財の修復につきましては、従来、東京とか奈良に輸送してございましたけれども、簡易のものについては県内で修復できるような体制を整備したいというふうに考えております。

(4)の学習支援につきましては、ここにありますように、出前講座あるいはミュージアム・パートナーズ・クラブの設立支援、活動支援等を行っていきたくと考えております。

2番のネットワーク機能でございます。

(1)の情報、施設間のネットワークでございます。

県内全体が1つの博物館とするために、熊本県博物館資料統一データベースというものを設けまして、県内の博物館の情報の共有を図るとともに、ポータルサイトを作成いたしまして、認識の共有、情報の共有の強化を図ってまいりたいと考えております。

②の県立の博物館等施設との連携。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、県立美術館あるいは熊本市の博物館、その他の市町村の博物館、それらの施設の展示施設あるいは収蔵物との連携を強化していきたくというふうに考えております。

3番目、海外の博物館等とのネットワーク。これも県内の博物館との連携と同様でございます。

(2)研修、イベント等のネットワーク。①技術研修、意見交換会、②の体験学習、ワークショップなどの合同イベントの開催ということで、県内全ての博物館共同で研修あるいは事業の実施をやって、県内全体の博物館活動の底上げを図ってまいりたいと考えております。

(3)調査研究、運営管理等のネットワークでございます。

①の共同研究の実施でございますが、先ほ

どサポート機能のところでも申し上げましたとおり、調査研究を県内全ての博物館とともにやっていきたいというふうに考えております。

②の災害時の資料レスキュー活動。これは、東日本大震災の反省を踏まえまして、資料レスキューの体制を整備したいというふうに考えております。

最後に、3番目のコアセンターでございます。

これらサポート機能とネットワーク機能を発揮するための必要な整備、体制を整えてまいりたいと思います。

2番目でございますが、効果的な運営、経営的な感覚、専門的な人材確保のために、指定管理者制度等を含めた民間活力導入を検討してまいりたいと考えております。

最後に、集い、遊び、憩うことができる広場ということで、9月議会で予算を議決いただきましたが、周辺の広場の整備も、総合博物館ネットワークにふさわしい周辺整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてをごらんください。

去る11月21日に開催しました「ダムによらない治水を検討する場」第5回幹事会の概要について御報告いたします。

日時、参加者等は記載のとおりですが、幹事会は本会議の下に設置されたもので、流域市町村の副市長等の出席となっております。

会議では、前回の幹事会で示された遊水地整備などの対策案とその治水安全度等について、流域市町村と意見交換を行いました。

会議の概要ですが、枠囲みをごらんください。

まず、1つ目の丸ですが、流域市町村からは、検討する場の早期の取りまとめに関する意見もありましたが、一方で、多くの市町村から、治水安全度や遊水地の実現性について懸念する意見が出されました。なお、各流域市町村の発言要旨については、資料に記載しております。

2つ目の丸ですが、県からは、球磨村渡地区等の県管理の支川について、すぐできる対策に着実に取り組むとともに、市房ダムの有効活用の検討を進めることを説明いたしました。

また、ここに記載しておりませんが、9月議会で知事が表明した、流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対する財政支援を検討しているということも申し上げております。

さらに、重要なことは、今できる対策をすぐに実施し、治水安全度を少しでも高めていくことであり、そのためには早期に検討する場の本会議を開催し、河川整備計画の策定段階へ移行することが必要との考えを述べました。

3つ目の丸ですが、国は、球磨村からの要望に対して、戦後、第1位、第2位である昭和40年7月及び昭和57年7月の洪水シミュレーションによる浸水人口、世帯数を各市町村ごとに提示することを回答いたしました。

また、人吉市からの要望を踏まえ、球磨川の支川を含む新たな遊水地やその他の治水対策の可能性について確認するため、各市町村に文書による照会を行い、その回答や幹事会での意見をもとに、県と今後の進め方を調整する考えを示しております。なお、文書照会につきましては、12月初めに、国、県の連名で文書を発送しております。

最後に、県の今後の対応ですが、幹事会での要望を踏まえ、できるだけ早く課題を整理し、ダムによらない治水を検討する場の本会議の早期開催に向けて、国と調整を行ってま

います。

以上で報告を終わります。

○山口ゆたか委員長 報告が終了しました。質疑を受けたいと思います。

○岩下栄一委員 博物館ですけれども、いろいろ書いてございますが、えらい練りに練ったすぐれた文言が並んでおりますけれども、はっきり言わせてもらって、何となくイメージが湧かないし、ぴんと来ないというのが正直な感想です。

そこで、この博物館というのはやっぱり文化の核なんです。ですから、熊本県に県立博物館がないということは、熊本が文化の後進県と言われても否定できないという面があると思うんです。

そこで、部長に、博物館の現代的な役割、機能、使命、そういうものについて、どういうふうに考えられますか。

○錦織企画振興部長 博物館の現代的な役割ということで、大変深い立場から本来ならば申し上げなければならぬわけですが、私どもが現在考えている熊本県として本来担うべき博物館のあり方というものについて、まずは御説明したいと思います。

先ほども吉永課長から御説明申し上げましたとおり、博物館をめぐるまは、さまざまその時代に応じて社会が求める博物館の姿というのは、かなり変わってきている部分があるというふうに認識しております。

そもそもスタートラインは、まずはその資料を保存しなきゃいけないと、大切な宝は保存することが第一急務であると、それが、住民に対してそれをお見せすることによって県民の文化度を上げていくという過程を経て、今はむしろその展示に対して、単に受け身で見るというだけではなくて、みずからその中に価値を見出して、自分で調査して……

○溝口幸治委員 その説明は聞いたでしょう。同じ説明は要らぬでしょう。

○錦織企画振興部長 どうでしょうか。

○岩下栄一委員 せっかくだけん、続けてください。

○錦織企画振興部長 という立場で、今回御提案を申し上げたところでございます。

熊本県下には博物館がなければいけないということは、思いは同じでございます。ただ、博物館計画を立てた時点からかなり状況が変わっていることも事実でございまして、県が設立したさまざまな博物館の施設、それから、今後は熊本市と共同して設立する新たな展示の場も用意されるという段取りになっておりますので、今後はこうしたハードを使ってどのようにソフトを展開していくかというのが、我々県の担うべき立場だということでございます。

それから、わかりにくいところがありましたら、大変申しわけございません。むしろ私のほうから——今までの説明は博物館サービスの提供側から見た説明でございまして、むしろそのサービスを受ける県民の方々からの立場で若干御説明を付言させていただきたいと思っております。ネットワークについてのその本体資料のほうの5ページをごらんいただけますでしょうか。

6、熊本タイプの博物館を通じたこれからの参加と体験ということで、我々が考えている新たな博物館像を県民の立場から御説明したものでございます。

パラグラフ、2つ目からでございます。今後、熊本県総合博物館ネットワークが機能することということが書いてございますが、まずは、資料の相互利用が進み、充実した展示が可能となることによって、複数の博物館

が共同で行う調査研究の成果を生かした魅力的な展示の機会が増大します。また、博物館がない市町村におきましても、公民館や学校と協力関係を築きながら、さまざまな展示が行われます。このように、これまで以上に身近なところで県民の皆さんにごらんいただけるというのがまず第1点でございます。

次のパラグラフですが、講座や講演、自然観察会などに関しては、県内各地の博物館が連携することあるいはコアセンターからさまざまな分野の学芸員を県内各地に派遣することによって、これまで以上に身近なところで、多彩で特色のある催しに参加できるようになります。

次のパラグラフですが、これを通じて関心を持ってくださった方々が、インターネットを通じて自宅でも調査研究を行うことができるようになります。さらには、その成果を展示等の形で発表できるようになり、県内各地にさまざまな分野の活動を行うグループを立ち上げるための支援も行っていくという形で、なるべくわかりやすく御説明しようと努力しております。

以上です。

○岩下栄一委員 いろいろとおっしゃっていただきました。

この新しい熊本タイプというのは、作文としては100点満点だと思うんですけども、実感が湧かないというのがございます。

そこで、ちょっと2、3質問ですけれども、これは主役は県民ですね。県民が参加ということが書いてあるけれども、私、一県民としての立場から言わせてもらおうと、じゃあ大型展というのはどうするんですかね。例えば、よくあの大エジプト展とかいろんなものがあるじゃないですか。そうすると、熊本ではそういうのは一切できないわけですよ、大型展というやつは。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

大型展でございますが、最も至近な例を申し上げますと、昨年、熊本市立博物館でモンタナの恐竜展が行われました。あれは、市立博物館の展示のようでございますけれども、実際は県とモンタナ州と熊本市と共同して展示を行いました。あれもかなり大規模な展示で、かなりの集客を見込めております。

そのほか、今回の総合博物館ネットワークにおきましては、博物館のない市町村でも行いたいと考えておりますので、それぞれの市町村の公共施設、まあ規模の大小はあるかもしれませんが、公民館だとかあるいは学校の施設とかを利用して展示をできればというふうに考えております。

○岩下栄一委員 文化活動には、やっぱり核というか、拠点というのがどうしてもね。文化企画課が随分努力されて、熊本県内の文化活動の劇団とか、いろんな人たちとのネットワークをつくっているけれども、それはやっぱり県立劇場という核があるから非常に有効に働いていくんですけども、この博物館活動は、やっぱりどうしても核が、大きな核が必要だろうと私は思うんです。もうやらないということだからしょうがないけれども。

もう1つ質問は、海外の博物館とのネットワークとあるけれども、国内にも奈良、京都、東京、それから九州国立博物館、4館ありますね。そういう国内の国立博物館とのネットワークというのはここには書いていない。海外の博物館とのネットワークと書いてあります。これは何ですか、海外とのネットワークというのは。

○吉永文化企画課長 お答えします。

海外の博物館とのネットワークにつきましては、現在姉妹提携を結んでおりますモンタナ州、広西壮族自治区、韓国の忠清南道等を想定しておりますが、特にモンタナ州につき

ましては非常に関係が深いと。先ほど申し上げましたように、昨年、既に県と市とモンタナ州とで大恐竜展を実施しております。そしてまた、県内の市町村でも、御船町等につきましても、既にモンタナ州のロッキーミュージアムとの間で連携協定を結んでおりますので、そういったものをより強固にしていまいりたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 それから、学芸員ですけれども、学芸員は、そうするとあちこち移動するわけですか、県内の博物館を。そして、学芸員の資格を取得するときに、博物館で研修が必要ですね、資格の要件として。そういうのはどうするんですか。

○吉永文化企画課長 それにつきましても、今回の総合博物館ネットワークのコアセンターが中心となっていきたいと考えております。そして、既存の学芸員につきましても、そのスキルをアップさせるために、常に合同研修会を開催して、全体的な底上げを図ってまいりたいと考えております。

○岩下栄一委員 いろいろ申し上げて、後の先生方からいろいろ御意見あると思いますけれども、結論的に言えば、私は残念です。

以上。

○氷室雄一郎委員 私も、非常に残念な思いで質問しましたけれども、まあ何回行っても入り口もわからないと。やっとなの看板の小さいのを立ててもらったり、また、収蔵庫の整備も、若干、何百万ですけれども。

こういう非常にバラ色みたいな構想を打ち上げられましたけれども、今の体制の人員では非常に難しいだろうと。どのくらいのお金をこれにかけなければならないのか、非常に難しい問題があると思うんですけれども、毎年、ここに述べられましたような事業なり、

またサービスを提供するというのは、かなりの予算も獲得しなきゃならぬということで、この机上の文章は非常によろしいんですけども、その辺の人員の体制の強化と、また財源の確保、その辺の見通しについて、忌憚らない御意見をいただきたいと思います。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました概要ペーパーにもございましたように、これらサポート機能、ネットワーク機能を強化する意味で、コアセンターの機能の充実が必要になっております。

その内容につきましては、今後のタイムスケジュールの第1ステージ、第2ステージの2期に分けて、できるところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。そして、必要な施設整備につきましては、議会等の御理解を得ながら、可能な範囲で確保してまいりたいと。

また、人員の体制の問題でございますが、これも先ほどの概要ペーパーにございましたように、指定管理者制度を含めた民間活力を導入した体制を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 これからスタートするわけですけれども、最初の流れの段階で、試算的にはどのくらいの財源が必要だと考えておられますか。その辺は全然試算をしない上でこういうのはされたのか、ある程度財源の確保を担保にした上でこういう構想を打ち出されたのか。

○吉永文化企画課長 お答えいたします。

これにつきましては、先ほどの概要ペーパーのところにありましたように、右の1の(2)の学芸員による市町村の支援、それと(3)の調査研究機能、資料修復機能の強化の点が、先ほど私は総合博物館ネットワークの機

能というふうに申し上げました。これにつきましては、これが今後かなりの、場合によっては費用もかかるかと思えます。

ただ、これにつきましては、非常に千差万別あります。我々、県内の博物館連絡協議会とも随時協議いたしましてニーズを把握しておりますけれども、今後のニーズを、動向を見ながら、その辺の機能の設備等を考えてまいりたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 理想論はわかるんですけども、これからこれをスムーズに広げていくには大変な人の力も要りますし、またお金もかかるのではないかと考えております。もうここでは話しませんが、今後の流れをしっかり見守っていきたくて思っております。

以上です。

○山口ゆたか委員長 1点ちょっと確認させてもらってよろしいですか。

国内の博物館とのネットワーク等の質疑もされていますが、ちょっと答弁がありませんので。

○吉永文化企画課長 お答えします。

済みません、ここには明確に、イメージ的に国というふうには書いておりませんが、申すまでもなく国立の博物館、東京とか京都とか九州とかございますけれども、そこでは既にデータベースも整備しております。今後、それらとも当然つないでいかなければ非常に意味がありませんので、それとの連携も視野に取り組みでまいりたいというふうに考えております。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 防災計画の見直しの件で若干質問したいと思います。

さまざま問題点に対するこれまでの修正事項として出されているわけですが、現状をちょっと確認したいことがあるんです。

それは、いつも防災の周知の問題ですね。私も、自宅におりながら、宇城市の周知の方法というのは、集落のスピーカーで周知をされます。ところが、一番肝心なときには、風が強かったり、雨が強かったりということでも聞こえぬとですよ。だから、防災の周知の方法は、例えば防災無線等を通す、そういう具体的な現場での対応というのは、県下非常に多いのではないかと考えているんですが、そういう周知の方法について、どういうぐあいに現在の——これは周知がなかなか各家庭に届かないみたいなことも言われておりますけれども、具体的な取り組みの中での欠陥等あるんじゃないかと思いますが、その辺どういうぐあいに把握されているかということと、それからもう1つ、DMATの件ですね。

これは、その派遣の仕組みといいますか、ここに書いてありますように、2次医療圏の中でこのDMATに該当する医療施設、機関を設定するという事になっています。既に今DMATで協定されているところもあるわけですが、どういうことで具体的な派遣がなされていくんだろうか。あるいはDMATの協定もありますけれども、かなりの支援病院としても負担がかかっていくわけでありまして、これは具体的な支援、どういうぐあいにやっていくかという支援の厚みにも関係していくというふうに思うんですが、その辺の取り組み、仕組みですね。あるいは派遣をするときに、あなたのところ行ってくださいみたいな、そういう指令については県がやるのかどうかということを含めて、ちょっと参考までにお聞かせいただきたいと思えます。

○岡田危機管理防災課長 防災情報の住民の皆様方への伝達につきましては、市町村によ

りまして、例えば防災行政無線を活用したり、あるいは熊本市のように防災ラジオを各戸に配付して実施をしたりとか、さまざまな方法がございます。基本的に防災情報の伝達につきましては、単一の方法だけではなく、マスコミ報道等も通しまして、さまざまな方法で情報伝達を図ることが必要かというふうに思っております。

県のほうでは、防災情報メールシステムあたりの登録者をふやすことで、直接個人個人に防災情報が当たるような取り組みを進めておりますので、そういった複数の手段を用いまして、可能な限り情報を伝えていくというふうな考え方で進めております。

それから、2点目のDMATにつきましてでございますが、個別の取り組み内容につきましては、詳細につきましては担当課のほうから御説明させていただくことで、後ほど御報告いたしたいと思っております。本日は、委員会のほうには出席いたしておりません。

○鬼海洋一委員 情報の伝達の問題ですが、今回の特別な規模といいますか、災害の規模に応じて伝達の方法もより具体的になってきましたが、その結果の報道を見てみますと、各個人個人がその情報をどういふぐあいに認識したかという意味では、非常に低レベルの状況だったというふうにマスコミで報道されています。

と同時に、さっき私も言いましたけれども、なかなか各人までにその情報が伝わらないケースというのが多分にあるんじゃないか。これは、今各自治体次第で伝達方法は違いますけれども、例えば今私お話ししましたように、この行政無線の伝達方法というのはいかなるものかといつも考えていまして、これは宇城市に私また言わないかぬ話ですけれども、全体としてその辺のやっぱり状況についてもう少し把握されておくことが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、

ぜひ一回調査をいただければというふうに思っています。

○岡田危機管理防災課長 各市町村の伝達方法については、今手元に詳細な資料はございませんが、県のほうで把握をいたしております。

ただ、先ほどから御説明いたしましたように、情報の受け手が情報に対してどういった反応をするかというのは非常に大事な要素になってきておりまして、そういう意味で、自主防災組織の結成を進めております一つの大きな要因としましては、自主防災組織への情報伝達を通じまして、個々の世帯に情報が行き渡るようなあるいは声をかけ合って避難をしていただくような、そういった非常に有効な活動になるかというふうな認識のもとに事業を進めておるところでございます。

○鬼海洋一委員 8つの視点と主な修正事項というのが具体的に取りまとめでおられましたので、私の現場における感じというものを申し上げながら、その点もぜひ中に入れていただきたいというふうに思っています。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 防災対策ですけれども、想定外を想定するというのが防災だと思うんですけれども、原子力ですね。熊本は関係なからうというふうに思われている方も多けれども、原子力規制委員会が放射能が拡散する予測の見直しを全国的にやっております、本県は、御案内のとおり、玄海ですか、それと川内、2カ所があるわけで、30キロ圏あるいは10キロ圏というのが設定されているけれども、私はそんなものはほとんど関係ないと思うんですよ。放射能というやつは、風向きとか何かでどこにでも飛んでくるし、ですから、熊本も全く無関係とは言えない。

そういう状況の中で、私は、この間滋賀県に行き、滋賀県の原子力防災体制というのをつまびらかに見てきましたけれども、非常に細かく、精度の高い対策がつけられていて感心したんですけども、私は、そうした現状を、もし熊本でそういう放射能事故が玄海あるいは川内で起こったときにどう対応していくかということは、考えとつても考え過ぎじゃないというふうに思うんですけども、その点どうでしょうか。

○岡田危機管理防災課長 本県には、原子力発電所は存在いたしておりません。また、国の従前の原子力防災指針に定められた防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲、いわゆるEPZ、原発から10キロ圏内にも入っておりませんでしたため、県の地域防災計画には原子力災害対策計画は盛り込んでおりませんでした。

しかしながら、福島第一原発事故では、放出された放射能物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んでおりましたので、九州内の原発で事故が発生した場合も、その規模や風向きによっては本県への影響の可能性もありますことから、九州内で存在します2つの原発から放射能物質の異常な放出が起こった場合を想定いたしまして、今回の見直しによりまして原子力災害対策計画を新たに策定したところでございます。

○岩下栄一委員 九州電力との防災協定というのは、熊本県は結んでいるわけでしょう。

○岡田危機管理防災課長 はい。

○岩下栄一委員 その現況はどうですかね。モニタリングポストは何カ所あるかわからないけれども、稼働しているわけですか。

○山口ゆたか委員長 モニタリングポストの

件は。

○岩下栄一委員 九電との防災協定の現状とモニタリングポストは稼働しているか。

○山口ゆたか委員長 今わかりますか。

○五嶋危機管理監 モニタリングポストですけども、県内に、以前は1カ所でしたが、現在5カ所ふやして6カ所でございます。

○岩下栄一委員 九州電力は。

○五嶋危機管理監 九州電力と、災害、あるいは非常時の場合、あるいは異常事態が発生した場合、それから、平常時であっても施設の変更等を伴う場合に、連絡をいただくような覚書を結んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 滋賀県で感心したのは、まさかのときのヨウ素剤、これが全県民に行き渡るように備蓄されているということだったけれども、熊本はそこまで考えんでもいいんでしょうけれども、何かあるんですかね、そういう対策は。ヨウ素剤の備蓄。

○五嶋危機管理監 ヨウ素剤につきましては、今、国のほうで、30キロ圏内につきましては備蓄あるいは事前に配付するというふうにされておりますけれども、本県の場合は30キロを超えておりますので、現在、国の委員会のほうでは、今後の検討課題というふうに整理されているところでございます。ですので、今のところ県内でこれを備蓄しているのはございませんが、万が一こういう事態が起きた場合には、まずは屋内退避をするということになるかと思っております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○鬼海洋一委員 済みません、さっきちょっと落としておりました。あのDMATの件で質問しましたけれども、2次医療圏にこのDMATの指定をしていくということになっております。それに対する補助ということが書かれておまして、その内容は後でまたお届けいただくということですが、実は、これは災害に対する現地での災害支援、医療体制整備、これをどうするかということについては、非常に大きな問題ではないかというふうに思っております。

その際、これは総務の中で今検討しているわけですが、特に医療体制の整備については、どうしても2次医療圏をどういうぐあいに整備していくかというものとこれも関係していくわけですね。ところが、2次医療圏の整備の問題等については、こういう具体的な災害に対する対応というものが含まれているかどうかということを考えてみますと、十分に議論の対象になっていないのではないかというふうに思っています。

ですから、今後は、こういう災害に対する対応をしていくための医療圏の整備、こういうものが関連するわけでありまして、まあ要望としておきたいと思いますが、ぜひそういうものを含めて、医療という分野における現在の状況、つまり拠点病院をやっぱり2次医療圏につくっていくという作業がどうしても大事になっていくわけですが、拠点病院をつくるということになりますと、医療病床の問題を含めて、さまざまの問題点があるわけです。そうすると、さっき言ったように、医療体制の整備、2次医療圏の整備方針というものに結びつくわけでありまして、そういう広範な形の中でもぜひ対応いただきますように、要望としてお願い申し上げておきたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 要望として承ります。

○大西一史委員 川辺川ダム問題についてですけれども、これは検討する場の本会議をできるだけ早く開催をしてほしいということなどで話をしているということですが、国のほうは、この話の中では、いつごろに本会議に行くみたいな話というのは何かあるんですか。

○福山川辺川ダム総合対策課長 今、流域市町村に対して、支川における遊水地等の対策の可能性について文書で照会をかけています。それが、1月10日を期限にかけておまして、回答が返った時点で国と県でそれを検討する、協議する。そして、その後国と県で今後の進め方を協議するというので、国のほうから一切、本会議をいつごろ開催したいとか、そういった話は今のところありません。県のほうは、明確に早期開催を求めています。これは今も調整を行っているところです。

○大西一史委員 国のほうも、慎重にいろいろ話を聞いてというあれなのかどうなのかちょっとわかりませんが、私、これをずっといろいろ読ませていただいたんですけども、各市町村からの副市長さんとか、副町長さんとか、助役さんとかが出られているんでしょうけれども、いろいろとそれぞれの地域にかなり御意見の差がありますよね。やっぱりこれは、その流域の一番責任者であるトップ同士が集まって話をしていけないと、なかなかこの話というのは——どんだんどんだん事務レベルで、幹事レベルでずっとやったって、これは進まないと思うんですよ。だから、そういうことも含めて国のほうに、ぜひ県議会でこういう意見が出て——やっぱりトップの御意向をまず聞いて、そこからまたいろいろ分析をしながら、早く治水安全度を高めましょうということに少しでも行かないと、もう

5年もたって何をやっているんだという話にはなってくると思います。

やっぱり治水の問題というのは、非常にこれは難しいですね。この問題はとても難しいと私は思うんだけど、やっぱりそういうトップ同士、流域のトップがきちっとみんなで一堂に会して話す機会をつくるという意味では、本会議を早く開くようにということで、国のほうにもお願いをしてください。

以上です。

○高木健次委員 防災関係なんですけれども、この表の19ページ、自主防災組織率、私の合志市も、何かワースト4ぐらいに組織率が入っているようですけれども、この自主防災組織の定義といいますか、各地域に自衛消防団とか、自主パトロール隊、あるいは見守り隊なんかいろいろありますよね。防災意識が薄いのか、表を見ると、新興住宅地が多いのかなと思ったら、いや、そうでもないような感じもするし、意識率が低いのか、その自主防災をつくるというのが何か非常に難しいのか、いろいろなマニュアル配付あるいはハザードマップ等をつくったりとか、何かその辺の定義というか、この自主防災組織にはきちんとしたあれがあるんですかね。

うちのほうでも、自主パトロールとか見守り隊とか、非常に一生懸命各区、地区でやっておられるようですから、この組織率の編成から言ったら非常に低いような感じがしますが、その辺はいかがですか。

○岡田危機管理防災課長 先ほど御説明の中でも触れさせていただきましたが、資料として私どもは今、自主防災組織の設立に向けた働きかけをつくる際に使わせていただいておりますパンフレットをお配りいたしております。この中で、自主防災組織って何というふうな項目がございまして、こちらのほうで主に御説明をさせていただいております。

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守ることを目的に、地域住民で自発的に結成し、防災活動を行っていただく組織のことを申し上げております。多くは自治会や町内会などの校区単位のコミュニティーを単位として設立されているものが多いでございます。

自主防災組織の組織率が低い理由でございますが、ベースといたしましては、県内にしばらく大規模な災害とか広域的な災害が少なかったこと、また、東海地方等に比べまして巨大地震の危険性が比較的小さいことなどによりまして、危機意識が薄いことが主な要因として考えられると思われまます。

また、都市部においては、地域コミュニティーの希薄化が進み、住民同士のつながりが乏しいこと、また、地方部におきましては、消防団活動が比較的充実いたしておりますので、消防団に頼る傾向が見られることなどが要因に挙げられるかと思っております。

こういった要因を踏まえまして、私どもは、自主防災組織がなぜ必要なのか、あるいは具体的にどういった手続をもって設立されるのか、あるいはふだんの役割がどういったことをやっていただくのか、そういったことをこういうパンフレットを使って細かく御説明をさせていただいております。

特に、つくったはいいいけれども、どういった活動をしていいかわからないというふうな御質問も多々ございますので、3ページ目に活動編というものを設けまして、日常の町内会での取り組みあたりにあわせて、防災の訓練あるいは意識啓発の活動を行っていただくような具体例なども示して説明をさせていただいております。

○高木健次委員 そうしたら、自衛消防団とか自主パトロール隊あたりもこの自主防災組織に入るわけですか。これによると、自治会や校区コミュニティーで結成をするというこ

とでしょう。だから、自衛消防団とかいろいろありますよね。これも防災に関するやっぱり組織ですから。

○岡田危機管理防災課長 そういった組織を自主防災組織として位置づけをされている市町村もございます。そういった世帯をカバーできているものがあれば、それをもって世帯率ということで組織化されているというふうな整理をさせていただいています。

○高木健次委員 じゃあ、この組織をつくる時には、例えば100戸ある区があったとしますよね。100戸全体でその組織をつくるという、戸数まできちんと把握をして、そしてつくるわけですよね。それがカウントされるということですね。

○岡田危機管理防災課長 そうでございます。一応組織率の出し方としましては、世帯カバー率ということで、幾つの世帯をその組織でカバーしているかということで組織率を出させていただいております。

○高木健次委員 だとすれば、うちあたりは、例えば団地で1,700戸とか1,500戸とかの団地があるんですよね。そこでは、こういう自衛消防団とか見守り隊とかあるわけですね。これも、その団地全体を包含というか、みんな枠の中に入っていると思うんですよね。それでもいいわけですか。

○岡田危機管理防災課長 自主防災組織の活動内容とか、そういったものはパンフレットにも示させていただいていますが、実質的にこういう活動をしていただいている場合は、名称のいかんを問わず、自主防災組織として位置づけられたものということで整理をさせていただきます。

ただ、消防団との違いは、最後のページ

に、ポイントというところでコラム的に書いておりますが、消防団との違いは、どちらも防災活動を行うというのには違いありませんが、消防団はあくまでも公的な機関ということで、出動命令があれば、そういった災害地域に出向かれるということになりますので、地域での防災活動を行うものとは若干違う組織というふうな整理をさせていただいております。

○高木健次委員 意味がちょっとはっきりわからぬとですけどもね。消防団じゃなくして、自衛消防団があるんですよね。自分たちの自治会とか団地で持っているところが。これは、やっぱりその地域全体をカバーしているわけだから、世帯数からすれば全部入るわけですね。そういうことからすると、非常にうちあたりはこの組織率のポイントが低いんですけども、ちょっと何か違うんじゃないかなという感じがしますけれども。

○田嶋知事公室長 自主防災組織は、東日本大震災と今回の熊本広域大水害、これで非常に地域によって活動の幅が違うということで、今80%を目指してやっています。

これを進めるに当たって、全ての市町村の実態調査をいたしました。なぜ進まないのか。理由は今課長が述べたとおりですけども、まず熊本県の特徴としては、やはり自治消防、いわゆる消防団が非常に機能していて、もうそういうのはつくる必要がないんじゃないかというのが心の底にあるというのが一つあると思います。

今おっしゃった、さまざまな組織がありますけれども、自主防災組織として最低限必要な要件等がありますので、そういうものを備えてさえいただければ、自主防災組織としてカウントできます。

ただ、そういうことをするのに、若干やっぱりみんなの同意を得るとか、そういうとこ

ろが必要ですので、それを今一生懸命各自治会まで入り込んで御説明して、ちょっとした工夫でその自主防災というのはできるんだよということをしてしています。

あと、見ていただくように、各市町村ごとにかなり率が違います。これは多分合併の影響が大きいです。例えば5つの町村が集まったとき、1つの町村は100%だったけれども、ほかの人はほとんどやっていないと。皆さん御存じだと思いますけれども、役場の消防担当の職員というのは1人とか2人ぐらいですね。そういうような脆弱な体制のもとで進めるものですから、優先順位が非常に異なっています。そこをやっぱりトップの意識でこの際頑張ろうということをしてもらうためにも、今やっこの2年間の活動の中で、進まないところは自覚してもらう必要があるということで、市町村別の組織状況を公表することにしました。

今後は、これを踏まえて、またそれぞれの町村に入り込んで、そして、なぜ進まないかを一緒に首長の皆さんと考えながら進めたいというふうに思っています。

○高木健次委員 まあ、大体わかったような、わからないような感じがしますけれども、やっぱり自主防災組織というからには、きちっとした定義をもってしておかないと、じゃあ1つの団地で1つ自主防災組織をつくりましたということで名前さえ上げて、じゃあ1,500戸、2,000戸、ここで枠が入っていますよということで、いざ何か災害のときに何も役に立たなかったじゃ、これは何かおかしいような組織になりますから、その辺の定義をやっぱりもう少しきちんとやって、自治体にはちゃんと指導あるいは通達したほうがいいんじゃないかなという感じがしますけれどもね。

○岡田危機管理防災課長 申しわけございま

せん。1点だけ申し上げますが、自主防災組織として認知をするためには、市町村への届け出をお願いしております。

パンフレットの2ページ目を書いておりますように、組織の単位はさまざまございますが、基本的な組織構成としまして、会長、副会長のほか、情報班、避難誘導班、応急救護班、炊き出し班などの組織例を示しております。こういった組織に役員さんを位置づけていただいて、同様の活動をしていただくということで、市町村に届けていただいたものについては自主防災組織というふうな位置づけをさせていただいて把握をいたしております。

○岩下栄一委員 12時になりましたので簡単に行きますけれども、私は熊本市託麻原校区の自治会長だものだから、自主防災組織の会長をしております。なかなか難しいですね、この運営が。

その中で、熊本市消防局に防災訓練を要請するんです。そうすると、来てみえて消火訓練とかされるけれども、起震車を呼ぶんですね。ところが、熊本市消防局は起震車があんまりないから、もう予約でいっぱいですということでは来ない。来ないと子供たちは集まらない。そこで、起震車が熊本県内に何台あるかわかりませんが、子供たちにこの起震車体験をいろんな場面で——幼稚園でも学校でもいいけれども、そういう体験をさせて防災意識を高めていくというのは一つの方法だと思うんですよ。

ですから、組織をつくった、つくらないだけでなく、やっぱり子供たちが災害の体験——起震車というのはすごいショックなんです、揺れるから。そういう体験を通して防災意識を高めていくような努力を熊本県としてもされていったらどうかなというふうに思っています。これは意見です。

○氷室雄一郎委員 今高木委員がおっしゃったように、このデータを見ますと、菊池市は何でこんな消防団組織が充実してるんですか。ここは被害もあったし、町村合併も前からあっておりまして、ちょっとこの辺の実態を聞くと、高木委員のおっしゃったことが私は理解できるんですが、極めてこの組織率が15.9%、これは何か間違いじゃないかと思ったんですけれども、ここの市の実態というのはどうなっているんですか。すぐれた消防団組織があって、それにかわっておられるのか。ちょっとその辺を説明していただかぬと。

○岡田危機管理防災課長 消防団は、各市町村にきちんとした形で組織されておりますが、災害が起こったときには、その起こった災害地域に集中的に投入されますので、それ以外の地域に消防団員の方がいらっしゃるといのはなかなか考えにくうございます。

そこで、いわゆるみずからの地域はみずから守るということで、被災地以外の部分でも、あらかじめの避難ですとか、あるいは災害に備えて意識を高めるですとか、そういった取り組みをしていただくのが自主防災組織の役割だというふうに認識いたしております。

菊池地域につきましては、大きくは合併の影響で若干組織化がおくれているという面がありますとともに、やっぱり比較的災害の危険性が低い地域だとこれまで思われてきたというふうなことが大きな要因であるというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 それにしては、この組織率を見ますと、極めて格差があるものだから、ここが特異性を——大体ほかの市町村も抱えておられる問題は同じだと思うんですけれども、私はこの数字が間違っているんじゃないかと思ったものですから、ちょっと話し

てみました。

○岡田危機管理防災課長 この調査につきましては、4月1日時点で毎年消防庁が調査しています項目に、自主防災組織の組織率の項目がございます。これは先ほど御説明しましたように、組織がカバーする世帯の率に応じて組織率を出しておりますので、県の10月の調査も同様の基準でもって調査したものでございます。いわゆる世帯をカバーしている率としてこういう数字になるというふうなことでございます。

○氷室雄一郎委員 わかりませんね、私的に。もう結構です、時間がございませんので。

○溝口幸治委員 せっかく川辺川の報告をいただきましたので、ちょっと質問させていただきたいんですが、もともとこのダムによらない治水を検討する場合は、市町村長が入って、国と県が入って、早期にダムによらない治水を検討していこうということで始まったわけですね。その後、課題を整理しようということで検討会が設けられたりという経緯で今日まで来ているのは私も十分わかっています。福山課長がおっしゃったように、県は、一日も早く検討する場を、本会議を開催したいということで御尽力されているのもわかります。

ただ、国にもしっかり伝えてほしいし、県も認識してほしいのは、球磨村の村長がかわって1年以上がたつのに1回も開かれていない、八代の市長もかわってもう3～4カ月たつのに開かれていない、これはやっぱり異常だと思うんですね。やっぱりそういう町村長がかわった時点では、理由がどうあれ、開いてきちっと皆さん方と意思の統一をしていく、課題を抽出していくという作業が必要だと思うんですが、その検討する場を開かな

い、本会議を開かないというのが、先ほどの説明だと、県は一生懸命言っています、市町村からもそういう要望もあっているけれども、国がめどを示さないというような話がありましたけれども、国が問題の先送りで開かないという手法を用いているのか、それともほかに何か問題があるのか、そこをお答えいただきたいというふうに思います。

○福山川辺川ダム総合対策課長 非常に発言しづらい部分とは思いますが、2年前の本会議において幹事会を設置したわけですね。それは、追加策を検討して、さらに安全度を高めると、それを幹事会においてスピード感を持って検討するという事で幹事会に移ったわけですが、そこでの対策案を積み上げました。そして、治水安全度を出しました。それに対して、まだ対策案が不十分ではないかといった意見が一部出ていることから、まずはその幹事会の中できちっと、これ以上ないということを固めた上で親会議に上げるべきだというのが国の主張であると思います。

ただ、もう国も県も最大限検討を尽くしたという認識ですので、最後に今回流域市町村に、ほかに対策の可能性がないかという文書照会をしています、これはもう本当に念押しで、それをやった以上は、もう国も県も一応——治水安全度は別として、これ以上の対策がないということで親会議に上げるべきだというのが我々の考えです。

国も開かないと言っているわけではありません。あくまでも課題の整理というか、詰めを最後までしなきゃいけないんだという考えですので、その意味では近いうちに開催できるかとは思いますが、何分相手があることですので、この場ではちょっと回答しづらいです。

○溝口幸治委員 近いうちにとおっしゃったので、近いうちとはいろいろとり方が最近あ

るようですけれども、福山課長の人柄を信じて、近いうちにを信じておきたいと思いますが、ちょっと厳しい言い方をすると、この5年間やってきたダムによらない検討の場は、それなりに意味があるのかもしれませんが、住民からすると、球磨川流域の地元からすると、全くこれは空中戦なんですね。いわゆる、全く空中戦で、住民は全く参加をしていないという現状です。

特に私が心配するのは、これはもう一般質問でも言いましたので多くを言いませんが、住民の中には、川辺川ダム問題は終わった、治水安全度は全く上がっていないのに、もうこの問題は終わったような雰囲気があるのが非常に私は怖い。もしも仮に大きな災害があったときに、本当はきちっと治水対策ができてないですよ、安全度は高くなってないですよということをきちっと住民に知らせることができていた場合の被害と、今のように、全く空中戦で、住民はあたかも、県民全体も、この問題は一丁上がりだという雰囲気がある中で災害のときの被害度というのは大きく変わるんじゃないか。

ですから、一日も早く住民の皆さん方に正しい情報をおろしていく、そのことが大事だと思いますので、もう再三わかっていただいていると思いますので、近いうちにを信じて、これでやめたいというふうに思います。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○金子人事課長 人事課でございます。

別紙の総務常任委員会報告資料、懲戒処分の実施についてという資料をお願いいたします。

冒頭、総務部長から御報告申し上げた懲戒

処分について御説明申し上げます。

被処分者ですけれども、自動車税事務所の主任主事、記載のと通りの職員でございます。

処分内容については、懲戒免職処分、処分時期は、昨日、12月12日でございます。

事実の概要でございます。

自動車税事務所の税金収納窓口において受領した現金の一部について、これを横領し、費消したものでございます。

事実が明らかになった12月4日時点での横領額は26万4,700円で、過去にさかのぼって調査したところ、平成25年5月以降、同様の手段で公金の横領と返金を繰り返しており、これまで48件、計189万2,000円を横領したことが確認されました。

横領した金銭は、当初は遊興費や借金の返済に使用されていたということでございますが、最近では、横領した現金で以前の横領分を返金するという自転車操業状態になっておりました。なお、これまで横領した金銭については、事件発覚後、本人から全て弁済されております。

服務監督者2名についても、同日付で処分を行っております。

以上でございます。

○大西一史委員 このニュースは非常にけしからぬ話だなと思っております。自動車税事務所の窓口で、しかも税金を横領しておるわけですから、そういう意味では非常に悪質だなというふうに思いますし、刑事告発も、それはもう当然だろうというふうに思うんですが、やっぱりチェック体制の部分ですね。どうしても税金収納とか、そういう現金を扱うようなところというのは、二重にも三重にもある程度客観的なチェックをするようなシステムが必要だというふうに思うんですが、それがなかなか不十分だったというようなことでよろしいのでしょうか。体制がどうだった

のかということです。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

窓口業務につきましては、正職員2人と嘱託職員1人で従事しておりまして、今回処分を受けました職員が、主に窓口、それと、その集計、それから銀行への納入といえますか、そういった作業を1人で従事しておりまして、集計まで1人で担当させたということで、客観的なチェック体制が不十分であったという状況でございます。

○大西一史委員 やっぱり1人にある程度何でも集中するという、あるいは例えば長期間こういうセクションに置くとかということは、やっぱり組織の管理上も非常に問題が多いというふうに思います。

当然、これは本人が一番よくないのは当たり前なんだけれども、それがチェックできない、要は不正をチェックできない仕組み自体が非常に問題があるというふうに思いますので、これはよそのセクションもそうなんですけれども、ぜひ全庁的に徹底していただきたいということをお願いしておきます。

それと、遊興費だとか借金だとかに使っているというようなことで、そんなに派手な生活というか、これはどういう性質のあれだったんですかね。言える範囲で結構なんですけれどもね。

それと、この職員さんは、ここに配属する前はどういうところにいたのかということなんですけれども。

○金子人事課長 遊興費等には、インターネットゲームとか、あとパチンコとかパチスロとか、そういったものであるというふうに本人は言っております。

あと、自動車税事務所の前勤務場所は、情報企画の職場でございます。

○大西一史委員 そのときはおかしな状況というのとはなかったということですか。

○金子人事課長 現職場でもそうですけれども、その前の職場でも特におかしいという状況ではございませんでした。

○大西一史委員 現金を扱うようになってから当然——まあ、現金を扱わないところではなかなかそれは横領しようがないでしょうからあれでしょうけれども、やっぱりそういう、特にこの窓口とかも含めてなんですけれども、さっき申し上げたようなところをチェックすることと、それから、こういう職員のやっぱり身上把握というのはなかなか難しいと思うけれども、そういうことをやっていかないと、こういうことがやっぱり原因でそういうところに手を出してしまうということは考えられますので、それを未然に防ぐという意味でも、マネジメントをきちっとやっていただきたいということをお願いしておきます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、短か目に終わりますけれども、被災地の支援ですけれども、今もまだ熊本県から何人か行っていたいていますよね。来年度の予算とか人事とか、そろそろ準備が始まるんだと思いますけれども、ちょうどもう来年で3年になって、まあ3年たつと大体一区切りかなという話もあるんですが、被災地の方々といろいろ話をしてみると、やっぱり3年たって、まだまだ行政の方の支援というのは非常にありがたくて、必要だという話があります。被災地が本格的に復興するには、また今からいろいろな人材も必要だと思いますけれども、そのあたり県としてどうかかわっていこうと思っていच्छるのか。

私は、前向きにかかわってほしいという立場での質問なんですけれども、今——この前もちよつと政審会で言いましたけれども、振興局とか減らされて、県も定数管理で大変だと思いますけれども、その中でも、被災地が欲しいという、必要だという人材については、極力やっぱり出してもらいたいという思いがありますけれども、そのあたりについてどう考えていらっしゃるのか。

○金子人事課長 被災県への派遣については、広域大水害があった場合についても、極力派遣を継続しております。今年度に入っても、被災県のほうから派遣の継続要請が既にあっておりますので、できるだけ派遣に努めたいと考えております。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

私から1つお願いしておきます。

税務の部門で横領事件が発生したということで、大変残念に思っております。前回の委員会でも税務のことについては取り上げましたけれども、税務の特性上、年末というのは徴収事務も大詰めになる時期だと思っております。今事件を起こした職員以外の方、税務職員が萎縮せず、そしてまた士気が低下しないよう配慮していただくことを望みます。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、1月29日午前10時からを予定しております。なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
総務常任委員会委員長